

常陸大宮市議会解散請求に伴う弁明書

1 歳入について

合併によって、旧5町村毎に地方交付税が10年間算出され、さらに5年間延長となり、有利な扱いを受けています。

2 歳出について

- (1) 合併により5町村の共通経費が削減されます。
- (2) 行財政改革により、歳出の削減を図っています。
- (3) 議員報酬は市の財政事情を考慮して、旧5町村の報酬を踏襲しました。
- (4) 19年9月から議員が26名となり、報酬がさらに削減されます。

3 合併後の地域間の調整が、未だ不十分なので、在任特例中にこれらの調整項目の実現を監視する責任があります。

4 合併在任特例が認められた経過

対等合併で進めてきたが、旧大宮町への吸収合併となり、平成19年9月までの合併在任特例が合併法定協議会で、賛成多数で承認決定しました。

5 合併在任特例が法で認められた理由

- (1) 中心部と周辺部で地域格差が生じます。
- (2) 住民へのきめ細かなサービスが低下します。

今、常陸大宮市の未来の基礎づくりをする重大な時期であります。市の財政状況は、議員として十分理解しますが、上記のような観点から経費削減という市民の声は真摯に受け止めながらも、在任特例中の期間に旧5町村の格差を是正し、その一体化を図り条件整備をすることこそ、合併議会議員の我々に課せられた責務であり、使命であると自負しております。よって、本議会には早期解散される理由がないと信じ、弁明いたします。

平成18年5月26日

常陸大宮市議会